

公立大学法人長野県立大学役員退職手当規程

平成30年4月1日 規程第202号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人長野県立大学（以下「法人」という。）の役員
の退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退任し、又は解任されたときはその者に、役員が死亡し
たときはその遺族に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する役員には退職手当を支
給しない。

(1) 副理事長、法人の職員を兼務する理事及び非常勤の役員

(2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号の規定によ
り解任された者（前号に掲げる者を除く。）

(退職手当の支払い)

第3条 前条第1項の規定による退職手当は、役員が退任し、解任され又は死亡した
日（以下「退任等の日」という。）から起算して1月以内に支払わなければならない。
ただし、死亡により退任した者に係る退職手当を受けべき者を確知することが
できない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第4条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退任等の日におけるその者の基本給
月額に12分の1の割合を乗じて得た額とする。

2 前項の退職手当の額は、当該役員の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額す
ることができる。

(在職期間の計算)

第5条 退職手当の算定の基礎となる在職期間に1月未満の端数がある場合には、そ
の端数を切り捨てる。

(長野県職員との間における退職手当の特例)

第6条 長野県職員（長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例67号。以下「退
職手当条例」という。）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）が、任命権者の
要請に応じ、引き続いて役員となるため退職手当を支給されずに長野県を退職し、
かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職
期間には、その者の長野県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて長野県職員となった場合
においては、第2条の規定にかかわらず、この規程による退職手当は支給しない。

3 第1項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合

を除く。)における退職手当の額については、第4条の規定にかかわらず、当該退職の日に長野県職員に復帰し長野県職員として退職したものと仮定した場合の退職手当条例を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における長野県職員としての給料月額については、第1項の規定に該当する役員となるため退職した日における長野県職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し理事長が別に定めるものとし、当該役員としての在職期間については、退職手当条例第7条第1項に規定する在職期間を含むものとする。

(役員と職員との間における退職手当の特例)

第7条 職員(公立大学法人長野県立大学職員就業規則第2条第1項に規定する職員のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)及び公益的法人への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)の規定に基づき長野県から派遣された者を除く職員をいう。以下同じ)が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて法人の職員となった場合には、第2条の規定にかかわらず、この規程による退職手当は支給しない。

3 第1項の規定に該当する役員が退職した場合(前項の規定に該当する退職の場合を除く。)における退職手当の額については、第4条の規定にかかわらず、役員としての引き続いた在職期間を公立大学法人長野県立大学職員退職手当規程(以下「職員退職手当規程」という。)第17条に規定する勤続期間とみなし、同規程を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料月額については、第1項の規定に該当する役員となった日の前日における給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間を勘案し理事長が別に定めるものとする。

(再任の場合の取扱い)

第8条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き継がないものとし、それぞれの任期ごとに退職手当を支給するものとする。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、前2条に規定する役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職に任命されたときは、在職期間を引き継ぐものとし、退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位等)

第9条 第2条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位については、職員退職手当規程第3条第1項から第3項までの規定を準用する。この場

合において、同項中「職員」とあるのは、「役員」と読み替えるものとする。

(退職手当の支給制限、返納等)

第10条 役員退職手当の支給制限、返納等の取扱いについては、職員退職手当規程第22条から第27条までの規定を準用する。

(遺族からの排除)

第11条 遺族からの排除については、職員退職手当規程第3条第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「職員」とあるのは、「役員」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第12条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、役員退職手当に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。